

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.61

アンゴラ・ナイジェリア — 「世界知的所有権の日」の記念行事開催

ライブイベントやバーチャルイベントを通じて 2021 年 4 月 26 日の「世界知的所有権の日」を祝う記念行事が、アフリカ全土の知的財産庁および知財関連団体によって行われた。

アンゴラでは、アンゴラ知的所有権機関 (IAPI) が、アンゴラにおける産業財産の現状に関する様々な話題をきめ細かく論じるセミナーを開催した。基調講演を行ったのは IAPI 長官の Ana Paula Miguel 女史である。産業財産に関わる戦略と権利保護について話し合うラウンドテーブルが同時に実施され、IAPI 副長官の Carla Carvalho 女史が司会を務めた。

ナイジェリアでは、WIPO ナイジェリア事務所が、「イノベーション、知財、そして中小企業：ナイジェリアの景気回復の原動力となる中小企業のチャンスと課題」に関するパネルディスカッションを主催した。その席上、ナイジェリア連邦共和国副大統領を務める Yemi Osinbajo 教授の代理人として、産業貿易投資大臣の H.E. Otunda Adeniyi Adebayo 氏が基調演説を行った。

ガンビア — バンジュール議定書の批准

ガンビアは、「商標についてのバンジュール議定書」(ARIPO) への加入書を 2021 年 5 月 3 日付で寄託した。バンジュール議定書は 2021 年 8 月 3 日をもって同国で効力を発生する予定で、同国はバンジュール議定書の 12 番目の加盟国となる。

OAPI — 商標および特許のオンライン出願

2020 年 12 月、アフリカ知的財産機関 (OAPI) は公告を行い、新たなオンライン出願システムを試験するためのパイロットプロジェクトを発足させると発表した。このシステムは、2021 年内には実際に運用される予定である。このシステムにより、商標および特許の登録を求めるオンライン出願が可能になる。アフリカの知財当局の大半は専ら人力に頼った出願システムを運用しており、そのため出願の処理に遅滞が生じたり、調査の実施が難航したりといった問題が起こっている。

OAPI — 特許付与期間

OAPI の特許出願は方式審査のみで付与されるため、特許付与が非常に迅速に行われる場合があり、そのような場合には補正や分割出願を短期間で行う必要がある。最近の事例分析により、特許付与までの平均的な所要期間が 5.5 か月であるのに対し、2~3 か月以内に特許付与に至る出願もあることが判明している。それゆえ出願人は、OAPI の審査手続に対しては先を見越したア

プローチを採用し、出願後は可能な限り早期にクレームの補正や分割出願の提出を検討することが望ましい。

エジプト — 商標局の手数料値上げはいまだ棚上げ状態

2019年9月4日付の省令第179号に従い、エジプト商標局の公定手数料の100%引上げが予定されていたが、この措置はいまだに棚上げの状態にある。同省令の施行日は本来なら2019年9月5日のはずだった。

エチオピア — オンライン商標出願システムの最新情報

エチオピア知的財産庁(EIPO)が2019年4月にオンライン商標システムを採用して以来、世界的所有権機関(WIPO)との協力体制の下で、システムのフル稼働をめぐる数多くの課題が生じている。これらの課題は、エチオピアにおける知財制度の近代化を目指してEIPOとWIPOが取り交わした協定によるものである。

エチオピア — EIPO と EPO との協力

2019年6月、エチオピア知的財産庁(EIPO)は欧州特許庁(EPO)と会合を開き、EPOとの2年作業計画書に署名した。この計画は、エチオピアの国内特許制度の発展を支援し、特許手続の合理化を図り、効率的で質の高い特許審査を確保する能力を同国内で構築することを目指している。EIPOとEPOは2021年2月に実質的に3度目の会合を開き、EIPOの特許審査マニュアルに関してEPOが提供してきた技術的サポートについて話し合った。これら当局はさらに、技術移転、人材開発、特許情報など別の分野でも協力していくことで合意している。

エチオピア — 知財普及構想の実現に向けて

エチオピア知的財産庁(EIPO)は2021年1月、技術・イノベーションサポートセンター(Technology Innovation Support Center ; TISC)との合同ミーティングに参加した。このミーティングは、知財制度の利用に対する意識がまだ乏しい国において特許その他の形の知的財産の利点に対する意識を向上させようという趣旨で開催されたものである。ミーティング参加者の中には、大学、技術教育センター、職業教育センターの代表や、国内のイノベーターが含まれていた。

ガーナ — 商標・特許に関する手数料の見直し

ガーナの登録長官部(Registrar General's Department)が発行した通達により、2020年5月19日から商標および特許に関する同国の公定手数料が20%引き上げられるはずだった。しかし、新型コロナウイルスの世界的流行の影響を受けて、追って通達があるまで料金引上げの実施は見送られることとなった。

ケニア — 判例情報 (Bata Brands SA & Bata Shoe Company (Kenya) Limited vs. Umoja Products Limited)

この訴訟においてケニア高等裁判所は、パッシングオフ（詐称通用）に関するコモンロー上の救済に基づく保護は未登録の意匠にも適用されるか否かという問題の判断を迫られた。

原告の主張によれば、原告は「TOUGHNEES」という商標の下に独特の意匠を備えた通学靴をケニア国内で 15 年にわたって販売してきた。被告は原告の商品と同一であるか当該商品に実質的に類似している意匠を備えた靴を販売しており、それにより混同または欺罔が生じる可能性が高いという理由で、被告に対する差止命令の発行を求めている。

被告は、パッシングオフに関する救済が適用されるのは未登録の商標に限定されており、意匠には適用されないと主張した上で、被告の商品である靴は「SHUPAVU」という商標の下に販売されているという理由で、自社製品の販売の結果として混同が生じる可能性を否定した。

しかし裁判所は、未登録意匠がパッシングオフの対象となることは実際にありうるとの判断を示した。ひとつの意匠が、数多く使用されたことにより、公衆の心裡において当該意匠が適用された商品と関連づけられ、それゆえに当該商品を他と区別する識別力を持つことはありうる、と裁判所は認定している。しかし、このような事実認定にも関わらず、裁判所は差止命令を求める原告の請求を却下し、その理由として、損害賠償によって十分に補償されえない回復不能な損害が生じる可能性を原告は立証していないと述べた。被告は 2014 年からずっと同じ意匠を使用しているが、被告がその意匠の使用を開始した時点から本件訴訟の提起までの間に原告の靴の売り上げは増加している、と裁判所は考えたのである。

モロッコ — 商標の不法取得

近年、モロッコでは、国際的な周知商標を登録出願する商標不法取得者が著しく増加している。商標不法取得者による不正な出願に対して異議申立が成功したことも何度かあるが、商標権者は、モロッコにおける商標不法取得の横行を想定して、できるだけ早期に自らの商標を出願することにより対策を講じることが望ましい。

南アフリカ — 著作権法改正法案および実演家保護法改正法案の審議

2021 年の 5 月に入ってから、南アフリカの「産業・経済に関するポートフォリオ委員会」は、著作権法改正法案および実演家保護法改正法案（以下「改正法案」）について審議を継続してきた。これらの法案は、6 項目に及ぶ憲法上の留保事項に基づき、ラマポーザ大統領が 2020 年 6 月に議会に差し戻したものである。

ポートフォリオ委員会は 5 月 14 日に自らの報告を国会に伝えた。その報告の中で、同委員会は実質的にあらゆる点で大統領の判断に同意している。問題の法案の分類を見直し、いわゆる第 76 条法案について憲法が定めている議事手続に従って処理するよう同委員会は勧告している。

第 76 条法案とは「通商」と「文化」に関わる事項に実質的に影響するものであり、他の法案よりも広範な諮問プロセスが要求される。そのプロセスには、9 つの州の州議会が参加する手続きが含まれる。さらに、新たに提案された著作権の例外規定の合憲性（これらの例外規定には著作権法改正法案に盛り込まれたフェアユース規定案が含まれるが、この規定は範囲においても適用においても米国のフェアユース理論よりも遥かに広い）を評価するとともに、国際条約への不適合に関わる懸案事項を判断するため、ポートフォリオ委員会は、新たに公衆の意見を一般から広く募り、問題の法案の条文を「委員会の中で」修正する権限を同委員会に与えるよう勧告している。それは、新たに開始されるこの諮問プロセスの過程で同委員会が発見する可能性のある手続的・実体的な問題に対処するためである。

ジンバブエ — ARIPO 経由の商標出願がお勧め

ジンバブエは 1997 年に「商標についてのバンジュール議定書」（ARIPO）に加入した。ジンバブエはすでにバンジュール議定書を国内法に導入しているため、ジンバブエを指定国とする ARIPO の商標登録は国内出願による登録と同じ権利を提供してくれる。

ジンバブエ知的財産庁（ZIPO）に提出される国内出願は、その処理に重大な遅滞が生じることがしばしばあり、何年にもわたってペンディング状態が続くことがありうる。登録局は、いまにも崩壊しそうなインフラや当局の処理能力の不足に対応するため悪戦苦闘しているからである。

これに対し、ARIPO の商標出願はオンラインで行うことが可能で、ほんの数日の間に出願受理証明が届く。しかも、ARIPO 経由の商標出願の処理は、費用の面でも所要時間の面でもより大きな安定性を提供してくれるため、ジンバブエにおける商標保護を求める商標権者にとって有望な選択肢となっている。

実はジンバブエは一出願一区分制のシングルクラス出願制度を採用しているため、出願しようとする商品またはサービスの区分ごとに別々の国内出願を行う必要がある。他方、ARIPO は一出願多区分制のマルチクラス出願を認めているため、ジンバブエを指定国とする ARIPO 経由の出願ではマルチクラス出願が可能である。それゆえ、ジンバブエを指定国とする ARIPO 経由のマルチクラス出願の場合、出願人は、ジンバブエにおいて複数の区分を 1 件の出願で済ませるというオプションを手にすることになる。なお、マルチクラス出願の指定国とされた ARIPO 加入国がマルチクラス出願を認めていない場合、ARIPO 経由のマルチクラス出願は、それぞれの区分について別々の出願として処理されることがあるという点に留意されたい。ただし、それぞれの出願は（同じマルチクラス出願に含まれる）他の出願に関連したものとなる。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 61

[著者]
Adams & Adams

Adams&Adams

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年5月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Adams&Adams が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。